

もと「なにわの海の時空館」利活用事業に係る事業者募集プロポーザル 質疑に対する回答（第1回目）

No.	要領・様式				質疑内容	回 答
1	1 頁	I-1			大阪市が考える(もと時空館)エリアの未来像や、海辺の賑わいビジョンなどをお聞かせ願いたい	<p>実施要領7ページ「Ⅲ-1. 事業のコンセプト」に記載の次の内容を踏まえるとともに、実施要領「Ⅲ-2. 建物(もと時空館)の売却条件」から「Ⅲ-6. 留意事項」までの内容に即した提案を求めています。</p> <p>■もと時空館を利活用し、併せて周辺緑地(利活用事業の敷地内)の利用も可能とし、咲洲コスモスクエア地区のにぎわい創出が期待でき同地区の活性化に寄与する事業を民間事業者の自由な発想とノウハウにより実施する。</p> <p>■もと時空館は、咲洲コスモスクエア地区のランドマークとしての景観を保持する。</p> <p>■新たな建物の建築を含む本事業は、「大阪港の玄関口としての景観」や「コスモスクエア海浜緑地との調和」に十分配慮したものとする。</p> <p>なお、事業のコンセプトの一つである、咲洲コスモスクエア地区のにぎわい創出の実現にあたっては、敷地が公の施設である緑地であるため、「設置する施設は、特定の者が優先的に利用するものではなく、広く公平な利用機会を提供する必要」があります。また、敷地は行政財産であるため、地方自治法第238条の4第2項に基づき、「本市と建物の所有者となる者との間で事業用定期借地権設定契約を行う必要」があります。</p>
2	3 頁	I-4			事業予定者の告知について、市は事業者名及び提案のあった事業の種類の公表は予定されているのか	<p>事業予定者の決定後、実施要領30ページ「Ⅶ-2. (10)価格提案審査結果・経過の公表」に記載のとおり、大阪市港湾局のホームページにおいて、事業予定者名及びその価格提案金額、事業予定者の計画提案書から抜粋した事業概要等を掲載します。</p> <p>また、価格提案審査日(令和2年12月15日予定)の翌日から、全ての価格提案審査参加者の価格提案金額及び価格提案審査参加者名を記載した価格提案審査経過調書を作成し、大阪市港湾局営業推進室開発調整課事務室において、閲覧方式により公表します。</p>
3	14 頁	Ⅲ-4	(3)		開発事業者との事業用定期借地権契約が締結した後、いつの時期より、この場所にてイベントの開催を行っているのか。	<p>本利活用事業において、行為許可を受けて実施するイベントについては、事業用定期借地権設定契約締結とあわせて行う「緑地維持管理協定」締結後に、本利活用事業の敷地(緑地維持管理協定範囲)内において実施されるものを対象とし、コスモスクエア海浜緑地利用者の誰もが参加・利用できるものを想定しています。</p> <p>なお、行為許可を受けようとする場合は、行為許可申請書(実施要領89ページ)を本市へ提出し、本市は大阪市海浜施設条例第7条の2で規定する事項に該当しない場合に限り、許可を行います。</p> <p>【大阪市海浜施設条例 第7条の2 (行為許可の制限)】</p> <p>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)公安又は風俗を害するおそれがあるとき</li> <li>(2)建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき</li> <li>(3)管理上支障があるとき</li> <li>(4)暴力団の利益になるとき</li> <li>(5)その他市長が不相当と認めるとき</li> </ol> <p>その他、行為許可に係る条件等は、実施要領14ページ「Ⅲ-4. (3)行為許可」をご確認ください。</p>
4	36 頁				臨港地区:修景厚生港区(港湾法)の規制についての、更なる詳細な規制内容の確認は、別途、各機関及び行政担当部門との協議という認識でよいか。	<p>臨港地区(分区:修景厚生港区)での建築物の建設等の規制に関しては、実施要領36ページ「物件調書(建物) 特記事項7」及び62ページ「物件調書(土地) 特記事項2」等に記載のとおり、「大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されますので、詳細については、大阪市港湾局営業推進室開発調整課(規制担当)(電話:06-6615-7740)へお問い合わせください。</p>

◎ 8月4日付けで、SPC又はSPCの設立を予定している方が応募される場合の要件等を「実施要領」に追記し、大阪市港湾局のホームページに掲載しました。  
詳しくは、ホームページにてご確認ください。

